

調達件名：低圧電気の調達（地区別 計3地区）

令和5年11月22日現在

番号	質問等の内容	質問等に対する回答	備考
1	本件は低圧電力という事もあり、電気の切替は原則「検針日(計量日)」となっておりますので、供給期間(=契約期間)を「令和6年4月計量日午前0時から令和7年4月計量日前日午後12時まで」と表記の変更は可能でしょうか？	仕様書の変更はできません。契約書(案)第3条に記載のとおり、電気を供給いただく期間は仕様書に記載の使用期間「令和6年4月1日0:00から令和7年3月31日24:00」となります。また、料金の算定は前月の計量日から当月の計量日までの期間としております。	
2	弊社は低圧電力の力率の変動による基本料金の割引割増を行っておりません。その場合、「応札単価=契約単価=請求単価」となりますが宜しいですか？	構いません。	
3	入札金額内訳書は弊社仕様のもので宜しいでしょうか？	様式は任意様式で構いませんが、希望者には参考様式(Excelデータ)を配付いたします。	
4	仕様書(8)その他に、「電力量料金の燃料費調整及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金については、当該地域を管轄するみなし小売電気事業者が定める標準供給条件(基本契約要綱)によるものとする。」と記載がございますが、ここで言う「小売電気事業者が定める標準供給条件(基本契約要綱)」とは、 ①電気標準約款(北海道電力管内) ②低圧電気標準約款(東北電力管内) ③電気需給約款(東京電力管内) という認識で宜しいでしょうか？	仕様書に記載の「みなし小売電気事業者が定める標準供給条件(基本契約要綱)」とは以下のとおりです。 ①特定小売供給約款(北海道電力管内) ②特定小売供給約款(東北電力管内) ③特定小売供給約款(東京電力管内)	

※質問内容に個人に関する情報であって特定の個人を識別し得る記述がある場合及び法人等の財産権等を侵害するおそれのある記述がある場合には、当該箇所を伏せ又は当該質問を掲載しておりません。